

## ⇩ 人材投資促進税制の改正

**Q** : 人材投資促進税制が今年度の税制改正で改正になるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 大企業は適用対象外となり、要件が見直されました。

### 【解説】

人材投資促進税制は、今年度の税制改正で中小企業等基盤強化税制の中に位置づけられ、対象を中小企業だけに絞られることとなりました。

そして、これまで必要だった過去2期間の教育訓練費の集計などを不要とし、今期の労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15/100以上であれば対象になるように改正されました。

税額控除となる金額は、教育訓練費の総額に次の特別税額控除割合(100分の8から100分の12)を乗じた額となります。

$$\text{特別税額控除割合} = (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15/100) \times 40 + 8/100$$

つまり、労働費用に占める教育訓練費割合が高いほど税額控除額が多くなり、この割合が0.25%に達したときに上限の100分の12となる(0.25%以上は100分の12)ということです。

なお、この場合の労働費用とは、使用人の給与及び法定福利費、教育訓練費を含めた費用をいい、補助金などの金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。

